## 国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学旅費細則(16 経教 細則第23号)の一部を次のとおり改正する。

略(現行どおり)	
- 額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換 並びに国内の空港を利用する場合に、当該空港において支払う旅客サ - ビス	
省の略(現行どおり)	
省 略(現行どおり)	
現行どおり)	
略(現行どおり)	
	・ 略 (現行どおり) ・ 簡は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換並びに国内の空港を利用する場合に、当該空港において支払う旅客サ・ビスの空港における同様の使用料を含む。)に相当する額の実費額による。  省 略 (現行どおり) ・ 省 略 (現行どおり)

## 別表第1~別表第3 省 略(現行どおり) 別表第1~別表第3 省 略 <u> 別表 4 削 除</u> 別表第4(第16条関係)赴任旅費における国内赴任手当の定額 赴任する者の職務・職名に関係なく一律 国内赴任手当 赴任する者の住所若しくは居所の存在する都道府県 東京都(島嶼部のぞく) 1,000円 埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県 2,500円 群馬県、栃木県、茨城県、東京都島嶼部のうち伊豆諸島 3,000円 新潟県、福島県、宮城県、静岡県、愛知県、長野県、東京都島嶼部のうち小笠原諸島 10,000円 上記以外の本州の各府県 20,000円 北海道、四国と九州の各県 25,000円 沖縄県 30,000円 別表 5 削除 別表第5(第17条・第20条関係)赴任旅費における着後手当の定額 赴任する者の職務・職名 国内着後手当(赴任する者の 国内着後手当(赴任する者 外国着後手当 住所若しくは居所の存在する の住所若しくは居所の存在 地域が北海道、四国、九州のする地域が北海道、本州、 場合) 四国、九州を除く地域の場 (日当+宿泊料の1日1夜 | (日当+宿泊料の2日2夜 | (日当+宿泊料の5日5 夜分) 分) 役員 17,800円 35,600円 89,000円 教授・助教授・部長 15,700円 31,400円 78,500円 講師・助手課長・事務 13,100円 26,200円 65,500円 長・補佐・技術専門員・

別表第6~別表第7 省 略

係長・技術専門職員

術職員

主任・一般係員・一般技

附 則(18細則第25号)

10,400円

この細則は、平成18年10月1日以降に赴任又は出張する者について適用する。

20,800円

52,000円

別表第6~別表第7 省 略(現行どおり)